

マキシフィット®  
**MAXIFIT**  
**出力制御補償** サービス

出力制御による  
売電収益減少リスクを  
軽減・回避します。

システム容量

**10** kW  
以上

**50** kW  
未満

出力制御によって抑制され減少した売電収益を補償の規程内でカバーし、  
電力会社の出力制御による売電金額損失分を10年間補填（金銭）いたします。

## サービス内容

出力制御によって抑制され減少した売電収益を補償の規定内でカバーし、電力会社の出力制御による売電金額損失分を10年間補償(金銭)いたします。(固定スケジュールは非対象)

**補償期間**▶ 商品納入月の翌々月1日から10年間 **算定期間**▶ サービス開始日から1年ごと  
※開始日はソラジットミニモニタリング規約と同じ

**補償金額**▶ 年間出力制御率20%を超過した分について補償。  
但し、補償金額は年間10万円を上限。

**年間発電シミュレーション値** × **調達価格** × **(年間出力制御率-20%)** = **補償金額**

(例)PV108kW年間出力制御率24%の場合

年間 118,800kWh 発電 × 14 円 / kWh × (24% - 20%) = 66,528 円

## サービス提供条件

システム容量10kW以上で50kW未満の当社製太陽光発電システムパッケージ(■太陽電池モジュール、■パワーコンディショナ、■遠隔監視装置)の購入者に無償付与。



太陽電池モジュール



パワーコンディショナ



遠隔監視装置

**設置容量**▶ 10kW以上50kW未満(低圧システム)

### 【MAXIFIT出力制御補償サービス規程】

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社(以下、「当社」といいます)は、当社が販売する太陽光発電システムをご購入いただいたお客様を対象に、本約款に基づき、MAXIFIT出力制御補償サービスを提供します。

#### 第1条(サービスの内容)

MAXIFIT出力制御補償サービス(以下、「本サービス」といいます)は、当社が販売した太陽光発電システムについて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、同法施行規則、その他関連する規定等に基づき、電力会社が行う出力制御によって生じた売電収入の損失金額に対する補償を行うものです。

#### 第2条(補償の対象)

1.本サービスの対象は以下の条件を満たすものに限ります。

- (1)当社が販売する発電容量10kW以上50kW未満の太陽光発電システムパッケージであり、モニタリングシステム「ソラジットミニ」(以下、「ソラジットミニ」といいます。)を含むもの。
- (2)日本国内に設置されていること。
- (3)当社に対し、ソラジットミニ及びこれに付帯するモニタリングサービス及び出力制御サービス(以下、「付帯サービス」といいます。)の申し込みがなされ、その利用が継続されていること。

2.本サービス提供の対象となるお客様には、加入者証を交付します。

#### 第3条(補償期間)

本サービスの補償期間は、ソラジットミニの納入日の属する月の翌々月1日(以下、「補償開始日」という。)から10年間とします。

#### 第4条(補償条件)

1.当社は以下に定める年間出力制御率が20%を超えた場合に、出力制御によって生じた売電収入の損失分を補償します。ただし、補償金の限度額を10万円とします。

年間出力制御率 =  $(100\% - \text{閾値}(\%)) \times \text{その閾値が指示された発電時間}$  によって求められる値の算定対象期間の総和 ÷  $(100\% \times \text{年間発電時間})$

・発電時間とは、実際の発電の有無に関わらず、毎日4時から19時30分とします。

・閾値(%)とは、電力会社のサーバーから指示される30分単位の電力出力率をいいます。

2.補償を受ける場合には、以下の書類を当社に郵送してください。なお、当該書類は、当社からお送りした補償対象となる旨の通知から1か月以内に、当社に到達する必要があるとします。

・当社が定める様式の補償金請求書

3.理由の如何を問わず、ソラジットミニが機能せず出力制御指示が記録されなかった場合は、出力制御が行われなかったものとして扱います。

#### 第5条(補償金額の算定)

1.補償金額の算定は1年ごとに行います。算定対象期間は、補償開始日から翌年の補償開始日当日の前日までの1年間とし、以後同様に、毎年補償開始日と同日を起算日とする1年間とします。

2.補償金額は以下に定める方法により算出します。

(1)補償金額 = 年間発電シミュレーション値 × 調達価格 × (年間出力制御率 - 20%)

・年間発電シミュレーション値とは、ソラジットミニのお申し込み時にお客様より当社に提出いただきました、補償対象となる太陽光発電システムの年間発電シミュレーション値をいいます。

・調達価格とは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもも経済産業大臣が定める、電力会社による電気の買取価格をいいます。補償金額の算出には、対象となる太陽光発電システムによって発電された電気に適用される調達価格を使用します。

(2)前号による補償金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとします。

3.各算定対象期間における補償金の限度額は10万円とします。前項により算出した額が、10万円を超える場合、お客様が受け取る補償金額は10万円となります。

4.当社は、お客様の補償金額算定対象期間の末日から2か月以内に年間出力制御率を算出し、これが20%を超えた場合には補償額を算出し、お客様へ書面にて通知するものとします。

#### 第6条(補償金の支払い)

補償金の支払日は、第4条第2項に定める書類が当社に到達した日に基づき以下の通りとし、お客様の金融機関口座に振込み支払いたします。

(1)1月1日から20日に到達した場合、その月の翌月末日

(2)2月1日から末日までに到達した場合、その月の翌々月末日

第7条(補償対象とならないもの)次に定める場合は、補償の対象とはなりません。

- (1)第2条に定める条件を満たさない太陽光発電システムである場合
- (2)第4条第2項に定める通りに書面の提出がなされなかった場合
- (3)ソラジットミニの申込書及び補償金請求書に虚偽の内容があった場合
- (4)売電収入の損失が、補償期間経過後に実施された出力制御に起因する場合
- (5)第1条に定める事由以外の出力制御による損失である場合
- (6)売電収入の損失が、故障や不具合、メンテナンス、自然災害や盗難、お客様や第三者による故意又は過失に起因する場合
- (7)前各号の他、発電量の低下による損失が第1条に定める出力制御以外に起因して生じた場合

#### 第8条(補償の無効)

補償金を不当に取得する又は第三者に取得させる等の不法又は不当な目的を以て補償金を請求した場合、本サービスは無効とし、補償金の支払いは行いません。

#### 第9条(補償の失効)

加入者証の失効後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したときに補償は効力を失います。

- (1)補償対象のシステムの全部又は一部が滅失、損傷した場合
- (2)補償の対象となる太陽光発電システムを当社に申請いただいた発電所所在地から移設した場合

#### 第10条(その他重要事項)

1.本サービスは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、同法施行規則、その他関連する規定等に基づき、電力会社が行う出力制御によって生じた売電収入の損失の補償に限定されます。その他の事由による損失については、補償の対象外となります。

2.ソラジットミニ及びこれに付帯する出力制御サービスの申込がない場合、又は理由の如何を問わずソラジットミニ及び付帯サービスの利用が終了・停止している場合は、本サービスの提供はできません。

3.補償金請求書の当社への到達が、補償対象となる旨の通知から1か月を超えた場合、補償金をお支払いできません。

4.加入者証の再発行は行いません。大切に保管してください。

5.第4条第1項に定める補償条件を満たさない場合、当社からお客様に対し特段の通知は行いません。

6.本サービスは、加入者証に記載のお客様に対して提供します。転売等により対象となる太陽光発電システムの所有者が変更された場合には、速やかに当社にご連絡ください。ご連絡いただかなかった場合、補償を行わないことがあります。また、ご連絡いただかなかったことによりお客様が生じた本サービスに関する紛争、損害等について、当社は一切賠償の責を負わないこととし、お客様自身で解決していただく必要があります。

7.当社は、本サービスの内容を変更することがあります。変更する場合は電子メール、当社ウェブページへの掲載等の手段により、予めこれをお客様へご連絡します。

8.日本国政府、電力会社による出力制御もしくは電力買取制度の見直し、又は経済環境の大規模な変動等の事態が発生し、当社による本サービスの提供が不相当又は困難と判断した場合は、補償を行わないことがあります。

9.当社の経営が破たんした場合、補償金のお支払いが一時的に遅延され、又は補償金が支払われないことがあります。